

## 北海道大学大学院保健科学研究院広報室内規

平成 20 年 4 月 3 日  
制 定

(趣旨)

**第 1 条** この内規は、北海道大学大学院保健科学研究院・大学院保健科学院組織運営内規第 28 条第 2 項の規定に基づき、広報室の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

**第 2 条** 広報室は、保健科学研究院・保健科学院・医学部保健学科の積極的、効果的な広報活動を行うため、次の事項について企画、実施等を行う。

- (1) 広報に関する基本方針の策定に関すること。
- (2) 学術研究及び教育活動に必要な資料収集に関すること。
- (3) ホームページの作成及び管理に関すること。
- (4) 各種広報メディアを利用した広報誌等の編集及び発行に関すること。
- (5) その他広報及び情報管理に関すること。

(構成員)

**第 3 条** 広報室は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副研究院長
- (2) 基盤看護学分野及び創成看護学分野のうちから教授、准教授又は講師 1 名
- (3) 医用生体理工学分野の教授、准教授又は講師 1 名
- (4) 病態解析学分野の教授、准教授又は講師 1 名
- (5) リハビリテーション科学分野の教授、准教授又は講師 1 名
- (6) 健康科学分野の教授、准教授又は講師 1 名
- (7) その他研究院長が必要と認めた者 若干名

(室長)

**第 4 条** 広報室に室長を置き、副研究院長をもって充てる。

2 室長は、広報室の業務を総括する。

(任期)

**第 5 条** 第 3 条第 2 号から第 6 号の構成員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(構成員以外の者の出席)

**第 6 条** 広報室が必要と認めたときは、広報室に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

**第 7 条** 広報室に、第 2 条に規定する事項を検討するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(庶務)

**第 8 条** 広報室の庶務は、医学系事務部が行う。

(雑則)

**第9条** この内規に定めるもののほか、広報室の運営に関し必要な事項は、広報室が別に定める。

**附 則**

この内規は、平成20年4月3日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

**附 則**

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**

この内規は、平成24年4月19日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

**附 則**

この内規は、令和2年4月1日から施行する。